

奈良県告示第二百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年十月十一日忍海土地改良区の定款の変更を認可した。

平成二十八年十月十八日

奈良県知事 荒井正吾